

大野城市安全安心まちづくり推進事業所登録制度実施要綱

平成27年1月27日

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の防犯、防災・防火、暴力団排除及び交通安全に取り組む市内の事業者を大野城市安全安心まちづくり推進事業所（以下「推進事業所」という。）として登録し、活動内容の紹介や活動の支援を行うことにより、地域の安全を守るための事業者による自主的な活動を促進し、もって、市民や事業者が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(登録の対象)

第2条 推進事業所の登録の対象となる事業者は、市内に所在し、従業員の数が概ね5人以上である事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は、登録の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有する事業者又は暴力団員が役員となっている事業者

(2) その他市長が適当でないと認める事業者

(登録の要件)

第3条 推進事業所の登録は、地域の防犯、防災・防火、暴力団排除及び交通安全の推進のため適当であると市長が認める活動を、自主的に継続して取り組む事業者について行うものとする。

(登録の手続等)

第4条 推進事業所の登録の申請をしようとする事業者は、大野城市安全安心まちづくり推進事業所登録（変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び大野城市安全安心まちづくり推進事業所活動内容書（様式第2号。以下「活動内容書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業者から提出された書類を審査し、適当と認めるときは、当該事業者を安全安心まちづくり推進事業所登録台帳（様式第3号。以下「登

録台帳」という。)に登録するとともに、その名称、所在地、連絡先及び活動内容を市のホームページで公開する。

- 3 市長は、推進事業所に対し、大野城市安全安心まちづくり推進事業所登録証（様式第4号）及び大野城市安全安心まちづくり推進事業所ステッカー（様式第5号）（以下これらを「登録証等」という。）を交付する。
- 4 市長は、第2項に規定する審査の結果、登録しないことを決定したときは、当該事業者に対し、理由を付して文書でその旨を通知するものとする。

（活動状況の報告）

第5条 市長は、推進事業所に対し、2年に1回又は必要に応じ、活動状況について報告を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により報告を求められた推進事業所は、大野城市安全安心まちづくり推進事業所活動報告書（様式第6号）により、その活動状況を報告するものとする。

（市の支援）

第6条 市は、推進事業所に対して、次に掲げる支援を行う。

- （1）活動に必要な啓発用品の支給
- （2）犯罪や交通事故の発生状況及び対策等に関する情報の提供
- （3）従業員に対する研修の実施における講師の派遣
- （4）警察、消防、その他関係する団体及び組織との連携の支援
- （5）その他市長が必要と認めるもの

（登録の変更）

第7条 推進事業所は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更後の内容による申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは、登録台帳の登録内容及び市のホームページにおける公開の内容を変更する。

（登録の取消し）

第8条 推進事業所は、事業の廃止又は休止等の理由により登録を取り消そうとするときは、大野城市安全安心まちづくり推進事業所登録取消届（様式第7号。以下「登録取消届」という。）を市長に提出するとともに、登録証等を返納するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届け出があった場合のほか、推進事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第5条第2項の規定による報告を行わないとき。
- (4) 第2条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (5) 第3条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、当該推進事業所に対して、理由を付して文書で通知するものとする。

4 第2項の規定により登録を取り消された推進事業所は、市長に登録証等を返納しなければならない。

5 市長は、第2項の規定により登録を取り消したときは、当該推進事業所を登録台帳及び市のホームページから削除する。

(個人情報の保護)

第9条 市長は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理を行わなければならない。

(表彰)

第10条 市長は、安全安心まちづくりに向けた活動が顕著であると認められるに推進事業所について表彰を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月27日から施行する。